様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 ８ 年 ６ 月 １７ 日

群馬県知事　山 本 一 太　殿

提出者　〒372-0022
住　所　群馬県伊勢崎市日乃出町５３１番地４
柏 井 建 設 株 式 会 社
氏　名　代表取締役　柏 井 宏 貴
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 ０２７０－２５－２８００

群馬県 中部環境事務所 8.6.17 第 号 収受

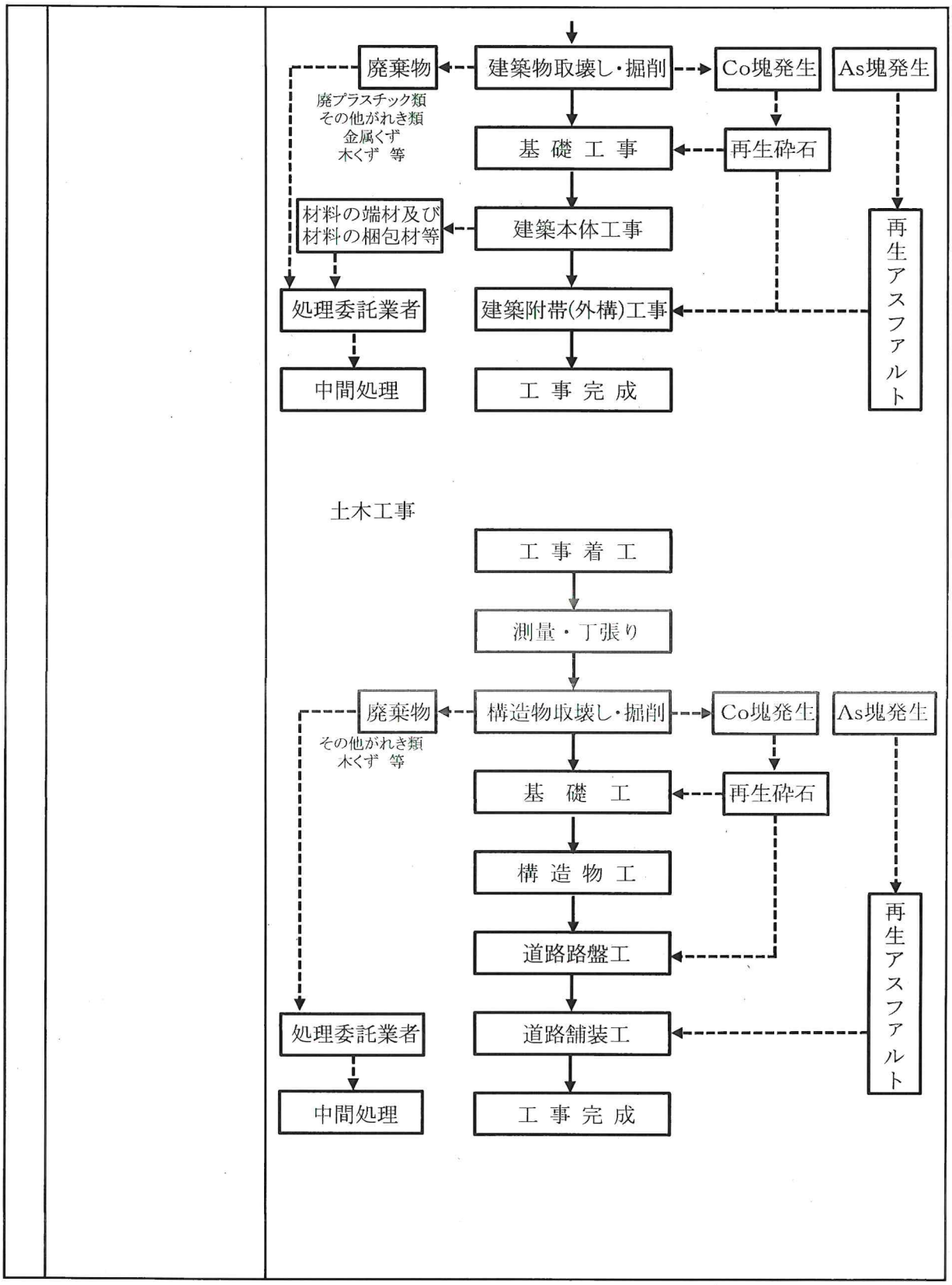
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	柏井建設株式会社
事業場の所在地	群馬県伊勢崎市日乃出町５３１番地４
計画期間	令和８年４月１日から　令和９年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

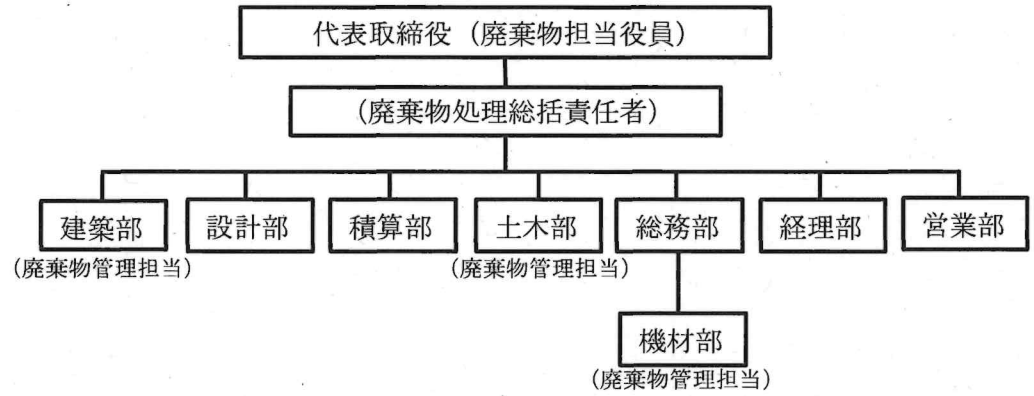
①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合工事業
②事業の規模	５，１２９百万円
③従業員数	９０人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築工事 工事着工 ↓ 仮設工事

（日本工業規格　Ａ列４番）


廃棄物
建築物取壊し・掘削
Co塊発生
As塊発生
廃プラスチック類
その他がれき類
金属くず
木くず　等
基　礎　工　事
再生砕石
材料の端材及び
材料の梱包材等
建築本体工事
再生アスファルト
処理委託業者
建築附帯(外構)工事
中間処理
工　事　完　成
土木工事
工　事　着　工
測量・丁張り
廃棄物
構造物取壊し・掘削
Co塊発生
As塊発生
その他がれき類
木くず　等
基　礎　工
再生砕石
構　造　物　工
再生アスファルト
道路路盤工
処理委託業者
道路舗装工
中間処理
工　事　完　成

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
排　出　量	0.00　t	38.39　t

（これまでに実施した取組）
当作業場においては、請負で排出する産業廃棄物のため計画的に抑制することが困難であるが、廃棄物の適正な処理に努めてきた。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
排　出　量	0.00　t	30.00　t

（今後実施する予定の取組）
「特定建設資材廃棄物」の再生資源化等を行い、建設混合廃棄物についてもできる限り選別できる処理施設に搬出し、再生資源化等を促進するように努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
工程内で発生する産業廃棄物はそれぞれ分別保管し排出している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
当作業所において、発生する産業廃棄物は工事の内容によって変化するので、工程内でその都度それぞれ分別保管し排出する。

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
36.05 t	23.68 t	186.47 t	4,248.86 t

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
30.00 t	20.00 t	160.00 t	3,800.00 t

紙くず	木くず		
0.96 t	106.21 t	t	t

紙くず	木くず		
0.00 t	90.00 t	t	t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和７年度　）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施していない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和７年度　）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施していない。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
実施していない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　令和７年度　）実績】

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
全処理委託量	0.00 t	38.39 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	38.39 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）
当作業場から発生する産業廃棄物の大半が、指定副産物のコンクリート塊・アスファルト塊が占めており、発生量は工事の内容によって変化するが、これらの廃棄物については、再生資源施設に運搬・処理している。
その他、産業廃棄物については処理業者に委託し、中間処理施設及び最終処分場へ運搬・処理している。

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
36.05 t	23.68 t	186.47 t	4,248.86 t
15.30 t	3.96 t	127.04 t	402.94 t
20.75 t	19.72 t	59.43 t	3,845.92 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

紙くず	木くず		
0.96 t	106.21 t	t	t
0.96 t	0.83 t	t	t
0.00 t	105.38 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥
		全処理委託量	0.00 t	30.00 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
		再生利用業者への処理委託量	0.00 t	30.00 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。 処理業者に委託する場合、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理し、再生利用による資源化を推進する事を関係会社にも必要な指導を行う。		
※事務処理欄				

廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
30.00 t	20.00 t	160.00 t	3,800.00 t
15.00 t	5.00 t	110.00 t	380.00 t
15.00 t	15.00 t	50.00 t	3,420.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

紙くず	木くず		
0.00 t	90.00 t	t	t
0.00 t	5.00 t	t	t
0.00 t	85.00 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。